

学校法人大阪聖マリア学園

2021年度 事業報告

はじめに

本学園は「カトリック精神に基づいて心身の健全な調和発達を助長すると共に、豊かな情操と道徳の芽生えを培うため、教育基本法及び学校教育法並びに、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に従い、学校教育及び保育を行うことを目的とする」という建学の精神を掲げ、カトリック大阪大司教区内の幼稚園を支え守るために大阪教区が母体となり、1979年に宗教法人関目聖マリア幼稚園を学校法人へと変更し大阪聖マリア学園を設置・認可されて始まった。その後1999年に藤井寺カトリック幼稚園が、2014年には枚岡カトリック幼稚園が宗教法人から学校法人大阪聖マリア学園に所属することとなり、現在、3園が当法人の下で教育・保育をそれぞれが持つ教育方針に従い運営している。

少子化が進み、国の政策や行政の方針や指針が目まぐるしく変わり、大きな経営環境の変化の中で常にチャレンジが求められている。保育士の確保やキャリアアップ、園児の確保と更なる教育・保育の充実が求められる中、幼稚園の置かれている状況と経営の難しさに対応する各幼稚園園長は困難に立ち向かっている。

学校法人として、経営のスリム化と迅速で正確な対応、深い洞察と変化に富む時代の先読みと実行を各園長にゆだねるだけではなく、法人の役員一同が一つになって進めていく必要があり、また同時に苦しんでいるカトリック幼稚園に救済の手を差し伸べられるよう準備が求められている。

2019年3月の理事会において、これらの問題解決にあたり経営企画室（理事会諮問機関）を設置した。カトリック大阪大司教区内には同じ目的で学校法人兵庫カトリック学園（兵庫県内の所属幼稚園6園）もあり、両方の法人内幼稚園の支援も求められている。まず両法人の事務の統合と、各園の支援をはじめ、今後統一化を目指し経費の削減や効率化を図り、両法人が互いに協力し合える土壌を構築して、各幼稚園に安定した運営を目指していく。

各園が持つ教育・保育の方針の完成にはまだ時間がかかるが、カトリック園である特色を更に強め、キリストの思いによって園児一人ひとりの「いのち」を育めるよう、法人・各園ともに更に研鑽し、安心と喜びのうちに保護者が送り出してくれる園を目指して教育・保育ミッションを真摯に果たしていきたい。

I. 法人の概要

1. 建学の精神

この法人は、カトリック精神に基づいて心身の健全な調和発達を助長すると共に、豊かな情操と道徳の芽生えを培うため、教育基本法及び学校教育法並びに、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に従い、学校教育及び保育を行うことを目的とする。

2. 学校法人の沿革

1950年3月15日	宗教法人	関目聖マリア幼稚園として学校設置・認可
1963年5月25日	宗教法人	枚岡カトリック幼稚園として学校設置・認可
1964年3月31日	宗教法人	藤井寺カトリック幼稚園として学校設置・認可
1979年12月4日	学校法人	大阪聖マリア学園を設置・認可
1980年3月31日	学校法人	大阪聖マリア学園 関目聖マリア幼稚園となる
1999年3月31日	学校法人	大阪聖マリア学園 藤井寺カトリック幼稚園となる
2014年3月31日	学校法人	大阪聖マリア学園 枚岡カトリック幼稚園となる
2015年5月26日	学校法人	大阪聖マリア学園 認定こども園 関目聖マリア幼稚園となる
2017年4月1日	学校法人	大阪聖マリア学園 認定こども園 枚岡カトリック幼稚園となる

3. 設置する施設

◆ 学校法人 大阪聖マリア学園

536 - 0007 大阪府大阪市城東区成育4丁目8番12号 06 - 6932 - 1133

◆ 認定こども園 関目聖マリア幼稚園

536 - 0007 大阪府大阪市城東区成育4丁目8番12号 06 - 6932 - 4779

◆ 藤井寺カトリック幼稚園（認定こども園）

583 - 0021 大阪府藤井寺市御舟町11-1 072 - 938 - 8878

◆ 認定こども園 枚岡カトリック幼稚園

579 - 8061 大阪府東大阪市六万寺町3-6-14 072 - 981 - 5316

◆ 学校法人 大阪聖マリア学園 法人事務センター

536 - 0007 大阪府大阪市城東区成育3丁目7番16号 06 - 6932 - 1133

Ⅱ. 事業の概要

学校法人

1. 学園改革への取り組み

2019年3月に学校法人大阪聖マリア学園と学校法人兵庫カトリック学園の両法人に渡って経営検討できるよう、経営企画室が設置された。この目的はカトリック大阪大司教区の下で両法人が互いに助け合い、カトリックミッションを遂行するために経営的な視点で無駄を省き安定した園運営ができるようにすることと、運営面で両理事長と園長がそれぞれ一人で悩んでいるところに、橋渡し、相談役となり援護支援することにある。設置から1年たち、事務機能も果たす役割となってきたため、コンプライアンスの理解を深め、ガバナンスを強化するよう求められ、現在そのための組織強化を目指している。両法人を視野に入れながら、それぞれの園業務・運営の効率化、保育士・幼稚園教諭の人材確保なども視野に入れ、労働者の権利を守れるよう検討にも入っている。

2. 経営の安定化に向けて

- (1) 財政の健全化・・・ 特定資産の明確化
- (2) ガバナンスの確立・・・ 規約・規定の見直しと整備

通勤車両管理規定	新規	令和3年7月1日施行
車両管理規定	改定	令和3年7月1日改定施行
給与規定	改定	令和3年7月1日改定施行
就業規則	改定	令和3年7月1日改定施行
職務権限規程	改定	令和3年8月1日改定施行
給与規程	改定	令和4年3月1日改定施行
非常勤教職員就業規則	改定	令和4年4月1日改定施行
給与規程	改定	令和4年4月1日改定施行
通園バス管理運行規程	新規	令和4年1月1日施行
経理規定	改定	令和4年2月1日改定施行
育児・介護休業規程	改定	令和4年4月1日改定施行

- (3) 法人事務の効率化・・・ 令和2年4月1日に法人事務センタースタート